

海外の状況調査 (抜粋)

- ・ アメリカ合衆国 (ニューヨーク事務所)
- ・ EU : フランス (パリ事務所)
- ・ EU : イギリス (ロンドン事務所)
- ・ オーストラリア (シドニー事務所)
- ・ 中華人民共和国 (北京事務所)
- ・ 大韓民国 (ソウル事務所)
- ・ シンガポール (シンガポール事務所)

10/7/2009

海外調査回答書

平成 21 年 8 月 11 日付で依頼のありました件について、以下のとおり調査結果を回答いたします。

- 1. 調査内容 ライターのチャイルドレジスタンス基準について
- 2. 調査対象地域 アメリカ合衆国及びカナダ

Q.1

米国における基準の内容→資料 6 の情報については○

2000 年 11 月火災事故件数減少の CPSC ニュース記事

<http://www.cpsc.gov/cpscpub/prerel/prhtml01/01026.html>

補足内容 1994 年の基準制定から 1998 年までの間で、ライターが原因の火災死亡事故は 43%減少
ライターが原因による事故件数推移 (件)

事故	1994	1998
死亡	230	130
死亡 (5 歳以下)	170	40
住宅火災	11,100	6,100
ケガ	1,600	810

参考 4 の情報について修正点・補足点は以下のとおり

適用対象 ①使い捨てライター

ブタンや液体ガス、プロパンなどを燃料にし、工場出荷額が\$2.25 以下 (2003 年改定) のもの (工場出荷額は、1993 年以降 5 年周期で毎月の卸売物価指数に応じて調整される)。

試験方法 幼児パネルの男女比はおおよそ男 : 女 = 2 : 1

カナダの状況 → 所管しているのは、Health Canada (カナダ保健局) で、ライターの安全基準については American Society for Testing and Materials (ASTM) の ASTM F 400 を 1979 年より採用している (実際の運用は各州が行う)。

Q.2

試験方法については、基準となる 16 CER Part 1210 に試験方法が記載されています。

CPSC は独自では試験を実施せず、試験を行う施設も持ってはいません。

試験については、生産者の義務となり CPSC は試験を受けられる施設を紹介し、生産者は試験を受ける施設を選択できます（海外を含め：例：中国）。海外の場合は、CPSC の基準をクリアする内容と、英語によるレポートを作成することが条件となります。試験施設を調べる場合は、CPSC のウェブサイト上では検索できず（リストは出していない）、CPSC に問い合わせるか、American Society for Testing and Materials (ASTM) から、会員になる等の条件を持って情報を取得できます。なお、商品安全基準は ASTM F 400（ASTM のウェブサイトより購入可能）に規定されています。

試験方法については、それぞれの施設が独自で行うため、幼児のリクルートもその試験施設がそれぞれ独自で行っているため、今回の調査では、試験施設の特定及び情報を取得できませんでした。

Q.3

上記基準の運用による効果については、1998 年の状況以降のレポートが無いため、上記 Q.1 の回答及び資料 6 の内容が公表されている中では最新となっています。

※別紙 CPSC の 2000 年 11 月のニュースリリース参照。

Q.8

正確な数字は不明。全米ライター協会に問い合わせはしているが、同協会もその数字は把握していないようなので、回答を得られる可能性が極めて低いため、情報は取得できませんでした。

その他の参考

全米ライター協会 HP <http://www.lighterassociation.org/>

回 答 票

1 EU、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド

(1) ライターのチャイルドレジスタンス基準の内容についてご回答ください。

ア EU 及び米国については、資料6及び参考4のとおりであれば○、そうでなければ×とし訂正箇所をお書きください。

EU

別紙 黄色のマーカー箇所を参照のこと

フランス

EU基準を基に国内規定を定めている。以下(2)に後述

EU・フランス共通

EU基準である13869:2002では、幼児パネル試験を含めた基準が示されているものの、その後運用の過程で、いかに子どもが着火させにくいしくみとなっているか（着火に一定の力を必要とする、もしくは2つの動作を連続して行なう必要がある等）、という構造的特性でチャイルドレジスタンス規格であると判断できるという立場に移行している。フランスにおいてはチャイルドレジスタンス基準に関する国内規定に幼児パネル試験に関する特定の記述は存在しない。

特に、チャイルドレジスタンス基準が義務付けられているライターは工場引渡し価格が、米国では2ドル以下のものに限られ、また、EUでは2ユーロ未満に限られるとされるがこれは正しいか、根拠が明確かご回答ください。

EUでは

① 充填式で最低5年間の耐用年数、2年間の保証期間を有し、EU加盟国内でアフターサービスが行なわれるライター以外のもの。(根拠：2006年5月11日欧州委員会決定1章1項)

② 工場引渡し価格が1,75ユーロ未満(2アメリカドルに相当)のライター(ただしこの価格の基準はあくまでも目安であり、他の要件が優先する。)

(根拠：2006年5月11日委員会決定の適用のためのガイドライン(2006年12月作成))

フランスにおいても、2006年9月8日付シガレットライターの安全に関するデクレ2006-1129第3章によって、いわゆる使い捨てライター以外のライターを規制の対象か

ら除外する旨、以下の通り規定する。

「ノベルティライターでなく、またチャイルドレジスタンス規格ではない充填式ライターの流通における責任者は、当該ライターが少なくとも 5 年間の耐用期間で、修理可能であり、下記の条件を満たすよう企画・製造、販売されることを保証する必要書類を監視官の求めに応じ提出することにより、当デクレの規定から除外される。

- ・ 流通における責任者によって各製品ごとに 2 年間の保証期間が明記されていること
- ・ 耐用期間中修理・充填が可能で特に着火システムが修理可能であるよう作られていること
- ・ 消耗部品以外の部品の交換や修理が EU 圏内の専門的なアフターサービスの対象となっていること

また、娯楽的なオーディオ効果を備えたり、アニメーション・キャラクターマークなどが描かれていたり、形がピストル型など、子どもの興味を引くような、いわゆるノベルティライターの正確な定義と範囲をご解答ください。

EUの定義については参考4のとおり

フランスの定義

「51ヶ月未満の子どもの興味をそそるとされるもの、またはこの年齢層の幼児による使用を想定したものに何らかの形で類似しているもの、さらに音が出たり、動くなど娯楽効果を備えたもの。ここにはロゴマーク、商標、図案、アートワークが印刷もしくは装飾されたシガレットライター、また熱収縮チューブ型シガレットライターは含まれない。」

イ 該当せず

ウ EU 欧州標準化委員会が定めた基準と各国で実施している基準とで異なるところがあればご回答ください。また、ノベルティライターの規制対象年齢を 51 ヶ月未満と決めた理由についてご回答ください。子どもの知的発達の状況や身体能力などについて、実際に、実験などを行って、規制の対象年齢を決めたのであれば実施までの経緯やその状況についてご回答ください。

51 ヶ月という基準の根拠に関しては EU の情報として直接参考となるものは特にない。

ただし、1999 年 11 月にアメリカで行なわれたノベルティライターに関する子どものパネル試験では、試験対象を 42 ヶ月から 51 ヶ月の子どものとしている。(米国消

費者製品安全委員会資料より) EUは、当該制度導入当時の2002年に米国の基準を参考にしていることから、子どもの年齢基準も当時の米国の基準のうち厳しいものに当たる51ヶ月を踏襲したのではないかと推察される。

エ 該当せず

(2) 基準の可否を判定する試験はどのように行っているかについてご回答ください。

EUにおけるチャイルドレジスタンス基準遵守のしくみ

□概要

加盟国当局の要求に応じ、製造業者と輸入業者はチャイルドレジスタンス基準に関する試験結果を含む書類を提出しなければならない。この試験報告書は加盟国当局により認定を受けた検査機関の発行のものとする。

また、EUと同程度の基準を有する国(アメリカなど)で認められている検査機関発行のものでもよいとする。

流通業者は自らが市場に流通させる製品の由来を調査する目的で、当局に対し協力し、その求めに応じ必要な書類を提出しなければならない。

□運用

EUは2006年5月11日委員会決定の適用のためのガイドライン(2006年12月作成)で加盟国のチャイルドレジスタンス規格のコンプライアンスをいかに確認するかの指針を示している。

これによれば、行政による確認は1 書面による確認、2 モニタリング等による実物の確認、3 製造業者の安全基準を満たすテクニカルパラメーターが正しいかどうかの試験、4 子どものパネル試験の順で行なうとされる。各チェックは段階的に行なわれるものであり、つまり「1、2、3」を満たさない製品に対しての最終手段として「4」が実施される。

また、下記の記述により、子どものパネル試験は必要最小限に行なわれるべきものと位置づけられていることがわかる。

・高圧式ライターの場合など、着火されるのに必要な力がチャイルドレジスタンス基準を満たしているかは(子どもの実証試験を通さずとも)簡単に測定しうる。

・「4」の子どものパネル試験が必要となる場合は稀であり、チャイルドレジスタンス適合品であるかどうかは「3」の試験でほとんどの場合要件を満たす。

なお、税関における水際監視については、工場引渡し価格もしくは税の評価額の基準(1,75ユーロ)が示されるほか、チェックリストの作成、サンプリング調査など日常的な監視方法の延長での監視が規定されている。

フランスにおけるチャイルドレジスタンス基準遵守のしくみ

EUの決定を受けフランスでは、2006年9月8日付シガレットライターの安全に関するデクレ2006-1129によりチャイルドレジスタンス規格の遵守が規定された。

□ライター流通市場における責任者 製造業者(国内製品)と輸入業者(外国製品)の義務

1 試験を実施したシガレットライターの各モデルのサンプルを添付した、適合品であることを証明するチャイルドレジスタンスの試験報告書を保持すること。また監視官の求めに応じ即時に提出すること。

2 市場に流通される各ロットの全てのシガレットライターが試験に合格したモデルと合致することの証明書を監視官の求めに応じ提出すること。またその証明の裏づけとなる試験と監視プログラムに関する書類を提出すること。

3 チャイルドレジスタンスの基準に適合した技術に基づき、適した試験方法によりシガレットライターが製造されているかを常時確認すること。製品全てが試験に合格したモデルと合致することを示す製品登録簿を保持し、監視官の求めに応じ提出すること。

4 ある製品がモデルチェンジをし基準を満たさなくなる恐れがある場合は新たにチャイルドレジスタンス対応試験を実施し、その結果を保管し、監視官の求めに応じ提出すること。

□一方流通業者は、製造者の責任を保証するため、流通させる製品を受理した相手先を特定する書類を保管し監視官の求めに応じ即時に提出する義務がある。

□試験報告書の要件

1 製造者、輸入業者の名称、住所

2 ライターの仕様、特に規格、形状、重量、燃料、燃料タンクの容量、着火システム、作動のしくみ、着想、操作方法、その他の特徴がチャイルドレジスタンス基準を満たしていることを記入すること。

3 特に、チャイルドレジスタンス基準に影響を与えるとされるあらゆる側面、必要となる力やその他の特性についての詳細を含まなければならない。またそれぞれの特性の指標に対する製造業者の許容値を添えること。

4 試験及び試験結果の詳細、試験の日時、場所、試験機関、試験実施に関する当該試験機関の資格と能力を明示

5 製造地

6 法定必要書類の保管場所、試験実施機関の認可や認証の準拠

ア 試験は3~4歳の幼児200人に模擬ライターの操作ができるかを確認することにより行います。幼児の集め方、保護者の了解をどのように得ているか、試験実施場所などについてご回答ください。

不明

イ 該当せず

ウ EU 欧州標準化委員会が、幼児への安全性の試験を行う場合、第三者への委託試験についての規定はありませんが、安全基準の合否を判定する試験実施機関は実際にどのような団体かご回答ください。

EUは、試験報告書が加盟国当局により認定を受けた試験機関の発行のものであることを義務付けている。以下、EUガイドラインの示す試験機関の例示。

Bureau Veritas Consumer Products Services UK Ltd

100 Norman Road, Broadheath, Altrincham, Cheshire, WA14 4EP

Phone : +44 (0)161 928 8924

Fax: + 44 (0)161 927 7359

Web : www.cps.bureauveritas.com <<http://www.cps.bureauveritas.com/>>

Oil and Gas Institute in Cracow (Instytut Nafty i Gazu w Krakowie - INiG)

30-733 Kraków, ul. Bagrowa 1

Ms. Bozena Kowalska

Tel: +48 12 653 25 12

Fax: +48 12 653 16 65

The Technical and Testing Building Institute Prague

Testing laboratory no. 1018.

9, Čechova 59, 370 65 České Budějovice

Tel:+420 286 019 400

フランスの試験機関はデクレ 2006-1129 により、「フランス共和国公報に定める基準を満たす機関で、l' International Laboratory Accreditation Cooperation (ILAC) 国際試験所認定協力機構 の会員によりチャイルドレジスタンス基準試験を実施するための認証を受けた試験機関とする。もしくはEU加盟国政府がこの趣旨で何らかの方法により認可した機関とする。」と定められている。

エ 中国などから米国、EU 諸国に輸出される安価な使い捨てライターについての幼児への安全基準の合否を判定する試験は、実際に、輸出国（中国）、輸入国（米国、EU 諸国）どこの国でどのような団体により行われているのかご回答ください。

フランスにおける外国製品の場合の流通市場における責任の所在は既述のとおりである。

(3) チャイルドレジスタンス基準を実施したことによる効果についてご回答ください。

ア 火災件数、死者数、負傷者数の推移などについてご回答ください。

2006 年当時 EU 内で子どもがシガレットライターを操作したことによる出火で、毎年 1500~1900 件の火災が発生し、34~40 件が死に至る惨事となっている。その後、チャイルドレジスタンス基準が本格的に導入されたことによる効果に関するデータは不明。

2 シンガポール、ソウル、北京

3 EU、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ソウル、北京

(1) ライターの流通量（生産量及び輸出入量）を種類別にご回答ください。

【種類】 ディスポーザブルライター（燃料の再充填ができないもの）

注入型ライター（燃料の再充填が可能なもの）

→ 可能であれば、注入型ライターについては、次のとおり細分化された流通量をご回答ください。

フリント式、電子式、内燃式、電池式、オイルライター

EU及びフランスのライターの流通量（生産量及び輸出入量）については不明。
大手メーカーB I C社（フランス）によれば、同社は、使い捨てライターの世界全体の流通量のうちの35%、500万個/日を世界で生産している。

その他（参考）

- ・ B I C社によれば、同社は50項目に及ぶ安全確認検査を行い、スタッフの労働時間の4分の1が検査に充てられる。
- ・ また同社ホームページでは、そのほかに、Bureau Veritas（上記）やLNE（フランス国立測量試験所）などの試験機関に依頼して行なわれた試験報告書を掲載し、同社製品がISO 9994規格を守っていることを表している。
- ・ チャイルドレジスタンスに関する同社テレビキャンペーン（構造上子どもが作動できないようになっている点を強調）
http://www.bicworld.com/inter_fr/ad08_briquet_CR/index.asp

「ライターの子供レジスタンス基準」に関する調査について（回答）

（財）自治体国際化協会ロンドン事務所

本件は、商取引基準協会 Trading Standard Institute(TSI)※1 及び国のビジネス・改革・職業技術省 Department for Business, Innovation, and Skills (BIS)※2 に対して照会し、回答を得る方法により調査を行った。

それに基づく英国における基準については次のとおり。

1 チャイルドレジスタンス基準について

英国におけるチャイルドレジスタンス基準は EU と同じである。正式名称は次のとおり。
BSEN 13869 Lighters - Child resistance for lighters, Safety Requirements and Test Methods.

なお、この（EU）基準は現在改定中である。

2 基準の合否を判定する試験について

英国では試験そのものは実施していない。

ただし、試験方法は（EU 基準の）EN 13869 の 5.2 節から 5.9 節に記載されており、これが英国でも適用される。

また、シガレットライターのアメリカ消費者製品安全基準 US consumer product safety standard for cigarette lighters（1993年7月12日 シガレットライター安全基準 Part 1210 第2章 16 CFR）〔16 CFR, Chapter II, Part 1210 "Safety standard for cigarette lighters" of 12 July 1993.〕があり、これも英国内で適用される。

アメリカでは次のようなテストが行われており、英国ではアメリカのテスト結果を基に判定をしている。

ライターが子どもに抵抗力があるかを判定する試験は、子どもの一団を使って、生産を開始する前のライター（surrogate lighter）をテストすることにより行われる。

インフォームドコンセントは、子どもが試験に参加する前に、親または法的に決められた保護者から得ることになっている。子どもたちは、試験が行われる地域の主要言語を第一言語とする家族の中から集められる。

試験会場はどこでも可能である。例えば、試験に選ばれた子どもが通う学校内で行われることもある。

3 チャイルドレジスタンス基準を実施したことによる効果

英国ではこの効果についてのデータを取っていない。

なお、アメリカ消費者製品安全委員会 US Consumer Product Safety Commission のデータは、子どもへのレジスタンス機能のないディスポーザブルライター（アメリカ連邦基準 US Federal Regulations 16 CFR, Chapter II, Part 1210 and EN 13869 に記載）が、子どもの遊びにより偶発事故を起こす可能性が高いことを示している。

考えられる理由は、高価なライターはポケットやハンドバッグの中にしまわれるのに対して、安価なライターはいたるところに置き放しにされる傾向があるということだった。

1994年にアメリカ連邦基準が全てのディスポージャーライターに子どもへのレジスタンス機能を義務付けて以来、子どもの遊びによる偶発事故が原因の死亡者数は、4年間で230から130人に減少した。これらの死亡者数のうち5歳以下の子どもは、1994年に170であったが、1998年には40にまで減少した。

4 ライトアの流通量（生産量及び輸出入量）

今回の調査において、流通量についての情報は得られなかった。

(注)

※1 Trading Standard Institute(TSI)は行政機関ではないが公的性格を持つ団体。英国全土を網羅してはいないが、約200の自治体と協力して商取引基準の遵守などに携わっている。

<ホームページ>

<http://www.tradingstandards.gov.uk/>

※2 Department for Business, Innovation, and Skills (BIS)

<ホームページ>

<http://www.bis.gov.uk/>

オーストラリアにおけるライターの子供レジスタンスについて

規制の根拠

Trade Practices(Consumer Product Safety Standard)(Disposable Cigarette Lighters) Regulations 1997
2002 年最終改正

適用対象

タバコ、葉巻及びパイプ煙草に点火するよう設計され、適格な火炎発生装置のうち、1994 年 7 月 12 日以降アメリカに輸入されたとした場合に、American Standard (注 1) が適用されるライターについて適用される。

(Regulation 4A(1)、13)

(注 1) Consumer Product Safety Standard for Cigarette Lighters(16 CFR 1210)

要件

- (1) ライターは下記条件を満たすものでなければならない
 - (a) American Standard の 1210.4 に規定された方法によりテストが済まされたもの
 - (b) 幼児パネルの少なくとも 85%について、レジスタンス機能が正常に機能したことが示されたもの
- (2) 幼児パネルの少なくとも 85%について、レジスタンス機能が正常に機能するよう設計又は意図されたライターのメカニズム又はシステムは次の条件を備えてなければならない
 - (a) 点火メカニズムの動作が完了するたびに、自動的にリセットされること
 - (b) 通常の使用時において安全に機能することが損なわれることがないこと
 - (c) ライターの使用可能期間中は有効であること
 - (d) 容易に改造、解除できないこと

(Regulation 14)

証明書

ライターに対して American Standard の基準に従い、当該基準による目的に沿った適合性の証明書が発行されなければならない。輸入業者は American Standard の基準に従い、同基準による目的に沿った適合性の証明書を税関に対し提出することが求められる。

(Regulation 15)

施行日 1997 年 3 月 1 日
(Regulation 2)

基準の合否を判定する試験について

ACCC(Australian Competition & Consumer Commission)によれば、オーストラリアではライターを生産しておらず、流通するライターは全て輸入品であるとのこと。また、国内では幼児パネルを用いた試験を実施しておらず、ライターを輸入、販売する業者が責任を持って基準をクリアした製品を取り扱わなければならないとのこと。

チャイルドレジスタンス基準を実施したことによる効果について

政府はデータを持ち合わせていない。

ライターの流通量（生産量及び輸出入量）

オーストラリア税関のデータによると、2009年2月までの12ヶ月において、60の輸入業者がライターを輸入しており、その殆どがアジア地域（主に中国）からとのこと。輸入量はおおよそ7368万単位。

ニュージーランドにおけるライターの子供レジスタンスについて

規制の根拠

The Product Safety Standards (Cigarette Lighters) Regulations 1998

適用対象

シガレットライターは、タバコ、葉巻及びパイプ煙草に点火するために用いられる火炎発生装置製品であり、次に該当するもの（シガレットライター）

- ① 使い捨てライター、（燃料供給が終了した際に廃棄される、又は燃料が無くなった際に廃棄される独立した燃料容器と合体したライター）
- ② 税関課税価格が 3.5NZ ドル未満の再充填可能なライター

※①、②共にノベルティライターも含む

(Regulation 2(1))

要件

- (1) シガレットライターは下記条件を満たすものでなければならない
 - (a) American Standard の 1210.4 に規定された方法によりテストが済まされたもの
 - (b) 幼児パネルの少なくとも 85%について、レジスタンス機能が正常に機能したことが示されたもの
- (2) シガレットライターが子どもに対し正常に機能するよう設計または意図されているメカニズムが次の要件を満たさなければならない
 - (a) 点火メカニズムの動作が完了するたびに、自動的にリセットされること
 - (b) 通常の使用時において安全に機能することが損なわれることがないこと
 - (c) シガレットライターの使用可能期間中は有効であること
 - (d) 容易に改造、解除できないこと

(Regulation 6)

証明書

- (1) シガレットライターに対して American Standard の基準に従い、同基準による目的に沿った適合性の証明書が発行されなければならない
- (2) 適合性の証明書について
 - (a) ニュージーランドにシガレットライターを輸入する際、輸入業者は税関に対し証明書を示さなければならない
 - (b) 税関職員または商業委員会(Commerce Commission)の担当官によって証明書提出を求められた場合、シガレットライター輸入業者もしくは販売業者は 10 日以内に証明書を示さなければならない。

適用日

1999年2月15日以降、卸売りされたライターもしくは1999年5月15日以降に一般販売されたライターから適用される。

(Regulation 3(1))

基準の合否を判定する試験について

Ministry of Consumer Affairsによれば、ニュージーランドではシガレットライターを生産しておらず、流通するシガレットライターは全て輸入品であるとのこと。また、国内では幼児パネルを用いた試験を実施しておらず、シガレットライターを輸入、販売する業者が責任を持って基準をクリアした製品を取り扱わなければならないとのこと。

チャイルドレジスタンス基準を実施したことによる効果について

政府はデータを持ち合わせていない。

ライターの輸入数

別紙1のとおり

質 問 票

1 EU、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド

2 シンガポール、ソウル、北京

(1) ライターのチャイルドレジスタンス基準はありますか。ある場合は以下の質問にご回答ください。

中国国内ではチャイルドレジスタンス基準はなし。

(2) 基準の内容についてご回答ください。

ア 適用年月日、対象とするライターの範囲、試験の内容などについてご回答ください。

(3) 基準の合否を判定する試験はどのように行っていますか。

ア 試験は3~4歳の幼児200人に模擬ライターの操作ができるかを確認することにより行います。幼児の集め方、保護者の了解をどのように得ているか、試験実施場所などについてご回答ください。

イ 米国やEUに輸出する安価な使い捨てライターの安全基準の合否を判定する試験は、輸出先の国の基準に基づき、自国内で行われているのか、それとも輸出先の国で行われているのかご回答ください。

ウ シンガポール、韓国、中国において幼児への安全性の試験を行う場合、安全基準の合否を判定する試験実施機関は実際にどのような団体かご回答ください。

3 EU、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ソウル、北京

(1) ライターの流通量（生産量及び輸出入量）を種類別にご回答ください。

国単位での流通量については統計が入手できず不明。

中国国内での主要な生産地である温州では、2008年度第1四半期(1-3月)3,096万個、生産総額2,316万米ドルとなっている。(種類別の統計はなし)

回 答

調査対象国	質 問 事 項
② シンガポール 大韓民国 中華人民共和国	<p>Q 4 : ライターのチャイルドレジスタンス基準はありますか。ある場合は以下のQ 5からQ 7の問いにお答えください。</p> <p>A→ありません。</p> <p>Q 5 : 基準の内容は。 → 適用年月日、対象とするライターの範囲、試験の内容などについてご回答ください。</p> <p>Q 6 : 基準の可否を判定する試験はどのように行っていますか。 → 試験は3~4歳の幼児200人に模擬ライターの操作ができるかを確認することにより行います。幼児の集め方、保護者の了解をどのように得ているか、試験実施場所などについてご回答ください。</p> <p>Q 7 : チャイルドレジスタンス基準を実施したことによる効果は。 → 例えば、火災件数、死者数、負傷者数の推移などについてご回答ください。</p>
①及び②	<p>Q 8 : ライターの流通量（生産量及び輸出入量）を種類別にご回答ください。</p> <p>【種類】ディスポーザブルライター（燃料の再充填ができないもの） 注入型ライター（燃料の再充填が可能なもの） → 可能であれば、注入型ライターについては、次のとおり細分化された流通量をご回答ください。 フリント式、電子式、内燃式、電池式、 オイルライター</p> <p>A→韓国国内市場の殆どが中国産ライターで占められたため韓国内のライター生産業者が壊滅しました。このことによる資金不足のため業界団体である「ライター工業共同組合」が2004年3月に解散したことにより把握できません。</p>

回答（シンガポール事務所）

2 シンガポール、ソウル、北京

(1) ライターのチャイルドレジスタンス基準はありますか。ある場合は以下の質問にご回答ください。

無し。

国内防衛庁（Civil Defense Force）が作成する緊急時ハンドブック（別添1）及び健康増進委員会（Health Promotion Board）が作成する冊子“Safe Homes”（別添2）に子供に対しての一般的な安全基準が記載されているのみ。

(2) 基準の内容についてご回答ください。

ア 適用年月日、対象とするライターの範囲、試験の内容などについてご回答ください。

(3) 基準の合否を判定する試験はどのように行っていますか。

ア 試験は3~4歳の幼児200人に模擬ライターの操作ができるかを確認することにより行います。幼児の集め方、保護者の了解をどのように得ているか、試験実施場所などについてご回答ください。

イ 米国やEUに輸出する安価な使い捨てライターの安全基準の合否を判定する試験は、輸出先の国の基準に基づき、自国内で行われているのか、それとも輸出先の国で行われているのかご回答ください。

ウ シンガポール、韓国、中国において幼児への安全性の試験を行う場合、安全基準の合否を判定する試験実施機関は実際にどのような団体かご回答ください。

3 EU、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ソウル、北京

(1) ライターの流通量（生産量及び輸出入量）を種類別にご回答ください。

【種類】ディスポーザブルライター（燃料の再充填ができないもの）

注入型ライター（燃料の再充填が可能なもの）

→ 可能であれば、注入型ライターについては、次のとおり細分化された流通量をご回答ください。

フロント式、電子式、内燃式、電池式、オイルライター

生産量は国が統計を取っていないため、不明。

輸出入量については、確認中。（確認が取れ次第回答します）

(財)自治体国際化協会の海外事務所について

1 所在地等

事務所	担当地域
ニューヨーク	アメリカ合衆国、カナダ
ロンドン	イギリス、アイルランド、ドイツ、オーストリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド
パリ	フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、スイス、イタリア、スペイン、ポルトガル
シンガポール	シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、インド
ソウル	大韓民国
シドニー	オーストラリア、ニュージーランド
北京	中華人民共和国

2 主な事業内容

(1) 地方公共団体の海外における活動の支援

地方公共団体関係者が海外で行う調査、視察等の活動に対し、アポイントメントの取付け、事務所内での概要説明、資料提供等を行っている。

(2) 外国における地方行財政制度、地域活性化のための方策に関する情報の収集・提供

- ・ 諸外国の地方自治や地方行財政制度、地域活性化方策に関する情報を収集し、「自治体国際化フォーラム」「CLAIR REPORT」や各海外事務所のホームページを通して提供している。
- ・ 地方公共団体等からの個別依頼に対して調査、報告を行うとともに、要望に応じて依頼元の地方公共団体以外にも調査結果を提供している。

(3) 日本の地方自治制度や地域に関する情報の海外関係者への提供

日本の地方自治制度や地域事情、地方公共団体の国際化施策等に関する情報を「ニューズ・レター」や「日本の地方自治」等を通じて、海外の地方行政関係者に提供している。